



島根県報

平成20年 3 月28日 (金)

号外 第 45 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則	(労働政策課)	1
訓練手当支給規則の一部を改正する規則	(")	2

公布された条例等のあらまし

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則 (規則第40号)

1 規則の概要

- (1) 職場適応訓練実施要領の改正に伴い、規定の整備を行うこととした。(第2条・第3条・第13条・第15条関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成20年 4 月 1 日から施行することとした。

訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (規則第41号)

1 規則の概要

- (1) 国の訓練手当支給要領の改正に伴う規定の整備 (第3条・第6条・様式第1号関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成20年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第40号

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

職場適応訓練委託規則 (昭和42年島根県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「(職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成9年法律第45号)による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校を含む。)」を削り、同条第6号中「第1条第1項第7号イ(1)から(4)まで」を「第1条の4第1項第7号イ(1)から(4)まで」に改め、同条第10号中「5年」を「10年」に改め、同条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、第18号及び第19号を削る。

第3条第4号中「及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)」を「労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の法律」に改める。

第13条中「(受給資格者等、駐留軍関係離職者及び沖縄失業者求職手帳所持者を除く。)」を削り、「に対して、」の

次に「予算の範囲内において」を加える。

第15条第4号中「、一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者又は沖縄失業者求職手帳所持者」を「又は一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

様式第1号中「第8号の2」を「第8号の2・第8号の3」に改め、「・第13号」、「・第2条第5項」及び「・雇用保険法第13条・第39条第1項」を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第41号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和42年島根県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「（職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成9年法律第45号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校を含む。）」を削り、同項第6号中「第1条第1項第7号イ(1)から(4)まで」を「第1条の4第1項第7号イ(1)から(4)まで」に改め、同項第10号中「5年」を「10年」に改め、同条第2項中「第1条第1項第7号イ(2)及び(4)」を「第1条の4第1項第7号イ(2)及び(4)」に改める。

第6条第4項第2号を次のように改める。

(2) 前項第2号に該当する者 自動車等を使用する距離が片道10キロメートル未満である者については3,690円、その他の者については5,850円（第4条第2項の表の第2号の項支給対象者の居住する市町村名の欄に掲げる区域に居住する者のうち自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以上である者にあつては、8,010円）

様式第1号（その2）中

1 通所が不便である者以外の者	3 自動車等を使用する距離10km未満	を
	4 同 10km以上	
2 通所が不便である者	5 同 15km以上	

に改める。

1 自動車等を使用する距離10km未満
2 同 10km以上
3 同 15km以上

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の訓練手当支給規則第6条の規定は、平成20年4月1日以後に受けた職業訓練に係る技能習得手当について適用し、同日前に受けた職業訓練に係る技能習得手当については、なお従前の例による。